

【代表社員 細川 正直からのご挨拶】

皆さん、こんにちは！  
やっと朝晩が涼しくなり、過ごしやすい時期になってきました。  
このころになると、皆さんが決算や税金に対して意識されるようになってきます。  
個人では年末までの一年間の所得、法人では3月決算が多いため、上半期終了での中間申告の影響があるのかもしれない。私どものお客様では、かなりの比率で25年3月期に比べ26年3月期のほうが業績が良かったようですが、今年度は消費税の影響でスタートは苦戦もありました。  
後半の追い上げで、いい結果が出ますよう、我々も微力ながらご支援させていただきます。



平成26年12月末まで、お客様ご紹介キャンペーンを行っております。  
詳しくは幣事務所の担当者までお問い合わせください。

### <労務>厚生労働省が厚生年金加入逃れ対策を強化

厚生労働省が、厚生年金加入逃れの対策を強化しています。  
すでに年金事務所などから、未加入事業所には強い加入指導が行われているところですが、同省は来春より、これまで横にはつながらないとされてきた役所の垣根を越え、国税庁から企業情報を取得し、未加入企業への指導を強化する方針であると、7月4日付日本経済新聞朝刊で報道がありました。元々、法的には加入義務があるため、指導に従わない場合は強制的に遡及して加入させることもあるとしています。仮に2年遡って加入させられるとなると、2年分の社会保険料の企業負担額はかなりの額に達するケースも想定されます。  
なお、企業が負担を逃れている社会保険料総額は約1.4兆円にもなるという調査結果もあります。社会保険料の滞納に係る延滞金は一定の期間を超えると14.6%にもなる上、最終的には差し押さえまで行われます。

### <法務>休眠会社・休眠一般法人の整理作業の実施

全国の法務局では、平成26年度に休眠会社・休眠一般法人の整理作業を行なうようです。

- (1)最後の登記から12年を経過している株式会社
  - (2)最後の登記から5年を経過している一般社団法人又は一般財団法人
- ※特例有限会社は含まれません。

平成26年11月17日時点で(1)又は(2)に該当する会社等は、平成27年1月19日までに「まだ事業を廃止していない」旨の届出又は登記の申請をしない限り、解散したものとみなられ、登記官が職権で解散登記をします。

平成26年11月17日付で、登記所から通知書が随時送られてきますので、みなし解散を避ける場合には、届出書に記載すべき事項を記載し、登記所に郵送又は持参して下さい。

### <職員より>

今夏は例年になく大雨の被害が多くて大変な年でしたが、皆様の取引先様等は大丈夫でしたでしょうか。先月には内閣改造も終え、消費税を来年10月に再度引き上げるかどうかの決断の時期が迫って参りましたが、消費回復が遅れているようで難しい状況です。さて、今期の消費税の中間納付につきましては、前期の5%分での分割払いのため、本来の預かり消費税より少額で納付している状況です。つまり、決算時に増税分を一度に納付することになりますので、資金繰り等消費税の納付計画をしっかりと立てて決算を迎えられるようにご準備ください。  
来年からは、相続税も増税になります。事前にご相談ください。(山本)

#### 税務予定表

##### <10月>

- ・9月分源泉所得税、特別徴収住民税の納付
- ・8月決算法人の確定申告

##### <11月>

- ・10月分源泉所得税、特別徴収住民税の納付
- ・所得税予定納税第2期分納付
- ・個人事業税第2期分納付
- ・9月決算法人の確定申告

##### <12月>

- ・11月分源泉所得税、特別徴収住民税の納付
- ・固定資産税・都市計画税第3期分納付
- ・給与所得の年末調整
- ・10月決算法人の確定申告